

## 処 分 基 準

B-γ-1

平成30年10月5日作成

法 令 名	： 酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例
根 拠 条 項	： 第9条
処 分 の 概 要	： 酒類提供等営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め	：
処 分 基 準	： 別紙「酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先	： 愛知県警察本部生活安全部保安課行政処分係 (電話052-951-1611 内線3188)
備 考	：